

仕 様 書

1. 件名

「スキー場のベルトコンベア式移動設備（接地型エスカレーター）における事故」に関する調査業務

2. 目的

消費者安全調査委員会が行う「スキー場のベルトコンベア式移動設備（接地型エスカレーター）における事故」の調査の一環として、2025年12月28日に、朝里川温泉スキー場に設置されたエスカレーターにて発生した死亡事故について調査を行う。

3. 業務内容

(1) 調査の実施

どのように事故が発生したのか、及びその原因と背景として考えられることは何か等、さらには事故防止対策がなされなかった理由等について、現地調査や文献調査等の調査を行う。

上記のほか、エスカレーター、動く歩道、リフト等既存の設備との比較調査や必要に応じて関連事項の調査を行う。

(2) 報告書の作成

(1)を踏まえ、調査結果として報告書を提出する。報告書には、事故発生原因の推定や設備（製品）の危険性、再発防止策への提言等を含める。

(3) 技術相談

消費者安全調査委員会での審議状況や調査の状況に応じて、発注者が技術相談を求める場合がある。その際には、発注者からの技術相談等に応じる。

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

5. 納品の形式及び提出期限・提出場所

(1) 納品物

報告書（PDF データ） ※メールにて担当者に提出。

(2) 納品及び納入期限

下記の納入期限までに、受注者が発注者に納品物を引き渡すとともに、発注者の検査に合格することによって納品の完了とする。

一次納入期限：令和8年7月31日（金）

最終納入期限：令和9年3月24日（水）

6. 本件受注に係る要件

- (1) 本業務を主として担当する者（以下「主担当者」という。）は、2名以内とすること。
- (2) 主担当者は、現地調査、関係者ヒアリング、分析・検討、報告書の作成等の中核的業務を実施するとともに、発注者との協議、技術的な相談対応を直接行うこと。
- (3) 主担当者のうち少なくとも1名は、安全工学に関する国家資格（労働安全コンサルタント等）を有し、ベルトコンベア等の回転体を有する機械設備における巻き込まれ事故について、原因究明及び再発防止策の検討又は提言を行った実務経験を有すること。
- (4) 主担当者のうち少なくとも1名は、繊維製品に関する国家資格（技術士（繊維））等を有し、繊維製品の特性、被災者の身体条件及び行動特性、機械設備等が相互に作用して発生した消費者事故について、原因究明及び再発防止策の検討又は提言を行った実務経験を有すること。
- (5) 発注者において、受託業務を遂行する能力及び専門性の確認のため必要があると認める場合に、主担当者が保有する（3）又は（4）に関連する資格認定団体等からの推薦書、意見書その他これに相当する参考資料の提出に応じることができること。

7. 再委託、知的財産権及び秘密保持に関する遵守事項

- (1) 受注者は、発注者から委託を受けた本件業務の全部若しくは一部を他の者に対し、原則として再委託してはならない。但し、受注者が本件業務の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について再委託承認申請書に記載し、発注者が了承した場合は、この限りでない。
- (2) 前項の承諾に基づく再委託をした場合、受注者は、再委託先の行為について、一切の責任を負う。
- (3) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及びその他すべての権利は、発注者に譲渡するものとする。また、受注者は作成した成果物について、著作人格権を行使しないものとし、発注者は成果物について、独自の整理、加工、分析を行い、公表することができるものとする。

- (4) 受注者が本件業務の遂行に当たって第三者が権利を有する著作物を使用する場合、受注者は、当該著作権等の使用に厳重な注意を払うとともに当該使用に必要な一切の手続をし、当該使用に関する一切の費用を負担する。
- (5) 本件業務の遂行に当たって第三者との間で著作権等に関する紛争が生じた場合、受注者は、自己の責任と費用をもって処理、解決する。
- (6) 受注者は、本仕様書の存在及び内容並びに本件業務の遂行に関して知り得た発注者の事務上の一切の情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

8. その他

- (1) 受注者は、本件業務の遂行に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 12 月 10 日消費者庁訓令第 38 号）第 3 条に規定する合理的配慮に留意する。

※ URL : https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_caa.pdf

- (2) 本仕様書とは別に双方の合意があった場合は、当該合意に従うこととする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、受注者は、発注者と誠実に協議した上、解決するものとする。
- (4) 受注者は、業務内容（1）の現地調査に必要な一切の費用を負担する。

9. 担当者連絡先

消費者庁消費者安全課事故調査室 成田、竹重、熊谷 03-3507-9127